

# ② 地方の自立を実現する地方財政制度のあり方 地方債制度における自由度拡大に向けた取組

財政局総務課市債係

## 1 より良い発行条件を目指して 10年満期市場公募債の取組

### ① 「休債」の波紋

その言葉に市債担当者は「後戻りできないな。」と感じた。

「横浜市は地方債の流通市場で、常に東京都債に次ぐ位置を占めてきました。今後とも財政状況のデ・イスクローズに努め、より良い発行条件を目指してシ団※①との交渉を行ない、発行コストの削減に努めていきます。」中田市長は平成14年5月3日(金)のテレビ東京「ワールドビジネスサテライト」に生出演し、力強くこう語った。それは地方債市場関係者へ、横浜市の不転換の決意を示すものであった。

地方分権改革の動きは、地方債の世界にも変化をもたらしていた。自己資金は自らの責任で調達するという流れは着実に進みつつある。市場公募地方債の条件決定方式は、平成14年度から、これまでの「統一条件決定方式※②」から「2(ツ)テーブル方式※③」

に変わった。

10年債の4月発行に向け、市はまず手数料交渉に着手した。発行条件決定過程に一定の市場原理が導入され、引受けリスクが軽減することを根拠に交渉を重ねた。横浜市は都に次いで引き下げにこぎつけた。75銭↓48銭/100円の手数料引き下げは、年間あたり2億5,650万円の削減効果※④を生んだ。この10年債の手数料交渉を手始めに、その後の5月の10年満期銀行等引受債(70銭↓43銭/100円)、9月の5年債(43銭↓34銭/100円)でも手数料の引き下げに成功し、年間換算で約4億8,000万円の削減※⑤を図ることができた。大きな成果であった。

一方で発行条件の交渉は難航した。シ団側は横浜市債の流通実勢価格※⑥が都債より20〜30銭程度悪いので、新発債の価格に当該格差をつけるべきだと主張した。流

通実勢価格は取引事例の少ない中で「売り」と「買い」の一種の想定値付けであり、新発債の発行価格にそのまま適用するのはおかしいと横浜市は食いつがった。しかし、一部の金融機関は強硬だった。そこには、他団体債との関係で、「No.2の横浜市債とNo.1の都債の格差を少しでも上乗せしておきたい。」というシ団側の思惑が見え隠れしていた。

発行条件の格差上乗せは直接利回りに影響し、資金調達コストの増につながる。市民のためにも少しでも低い金利を確保したい。少なくとも他団体の評価まで被る必然性はない。引受・消化実績からは横浜市債に対する根強い人気も感じていた。市側は横浜市債だけを純粋に評価して欲しいと主張した。

交渉は平行線が続いた。条件決定日(4月2日)を目前に、市は資金繰りも勘案した上で、あえて悪い条件では発行しないことを選択した。苦渋の選択であった。新聞各紙には「横浜市4月休債」「地方債も選別の時代」「都債とその他団体債の格差は15銭差」などの見

出しが躍った。もう少し時間があれば…と担当の誰もが悔やんだ。

### ② シ団にも競争原理を!

「双方折り合わず……。」5月1日の辞令交付式を終えて間もなく、テレビ東京の取材カメラに相対した財源担当課長は、係長が作成したメモを力なく読むしかかった。あわただしく局内会議や市長説明をこなす合間に、前任者からの引継ぎ資料に眼を通した。そこには休債の総括とともに、巻き返しへの想いが前任者の無念とともに書かれていた。

「横浜市債が、市場から人気のある商品として受け入れられているかどうか改めてシ団メンバー全員に再確認すべし。」「休債に対するシ団幹事団の調整役割と責任も再確認されるべし。」そして「横浜市債が市場原理にさらされるなら、シ団も競争原理にさらされるべし。」という文言が強い筆圧で書かれていた。新任課長は胸に込み上げてくるものを感じた。反攻に向けた柱は既にできていた。

準備を入念にするため、次回起

■執筆メンバー  
財政局総務課  
海田亮輔(財源担当課長)  
山岸秀之(市債係長)  
石井邦道(市債係担当)以下同  
河合利充  
松崎浩之  
古賀伸一郎  
菊川真希子

※③ 2テーブル方式…平成14年4月から、「東京都債」と「その他団体債」という区分ごとに発行条件を決定する。具体的には、「その他団体」は、東京都債とどの程度の水準で発行できるかを総務省に報告し、総務省は原則として各発行団体から報告を受けた水準のうち最も利回りの低いものをその月の「その他団体債」の発行条件とする。

※④ 2億5,650万円の削減効果…平成14年度の10年満期市場公募債発行額950億円に対する削減効果。(950億円×(75-48)銭/100円=2億5,650万円)

※① シ団…シンジケート団。市債の引受のために結成された引受団(金融機関、証券会社)のこと。

※② 統一条件決定方式…平成14年3月までは、同月に発行される市場公募債の発行条件を発行団体の代表である総務省とシ団の代表であるみずほコーポレート銀行の交渉により、統一の条件で決定されていた。

債を6月とし(偶然にも東京都と横浜市だけの起債となった)、担当者の様々なアイデアをベースに、課内でプレゼンが重ねられた。前例のない中で作戦会議は難航したが、提案と理論武装を重ねる中で課内がひとつになった。総務省とも調整した。局長の了解も得た。市長からの指示も受けた。後は交渉を乗り切る自信だけが必要だった。

5月7日に開かれたシ団会議で、財源担当課長は新任挨拶に続けて語気を強めた。「横浜市債に対する販売意欲をシ団全メンバーからしっかりとヒアリングしていきます。その上で、本市の意向を踏まえて、きっちり販売してくれるシ団に再結成します。『横浜市債のブランドイメージを損なうことなく、末永く愛しみ商っていただけのメンバーで結集した販売意欲の強いチーム』を目指します。市債を都債並の発行条件(5銭差以内)で引受けて、機関投資家に価格割れすることなく販売できる能力のあるメンバーで再編成したいのです。過去からの経緯でシェアが固定化されたチームでなく、実績に応じてシェアが動くチームにします。競争原理の導入です。皆さんの横浜市債に対する忌憚のない評価と希望するシェアを意向書に書いてください。」

重厚な雰囲気漂う銀行協会の会議室の中で、用紙の配られる音

だけが響いた。この調査こそが担当職員達が練った作戦のひとつであり、後に市場関係者から「踏絵」と名指しされるアンケート用紙であった。

### ③ 転機

休債の後、担当者達は自信を喪失していた。アンケート結果で、引受け希望シェアが100%に達しないことも想定された。そんな雰囲気振り払うように係長は笑顔で言った。「その時は皆で営業に出るんですよ。足が棒になるまで歩きましょう。」

不安と期待が入り混じる中、5月10日に集計結果が出た。都債並みの発行条件での引受け希望シェアは、100%を大きく上回り、164%となっていた。自信がよみがえった。

しかし問題が残っていた。シ団への影響力が大きい一部の証券会社がアンケートの趣旨に答えず、別様式で「すれ違い答弁」的な回答を提出していた。担当は証券各社の本社が近距離にある、市の東京事務所を交渉の場を選んだ。5月13日、市は各社の担当者を矢継ぎ早に呼び出した。証券会社同士が共闘する余裕を与えないためである。市側は実質的な白紙回答を「引受け意向がないもの」として釈明を求めた。市側の予想外の攻勢に証券会社側は一瞬ひるんだ。市側は4月の時点での各社の動き

に遡って言及し、休債を招いた責任を糾弾した。反論もあったが、市側は引受け希望シェアの大きさをバックに決意の大きさを示して押した。長い一日だった。「〇〇社は離脱かもしれませんがね。」職員の一人は言った。

一夜明け、翌朝、各社から引受け継続の意思が電話で告げられた。間髪いれず市はシェア削減の一任を取り付けた。交渉の流れが変わった瞬間であった。

### ④ 3銭差

早速、シ団のシェア見直し作業に取り掛かった。担当者が一番知恵を絞る作業だ。中には苦笑してしまうような奇抜なシェア案も提案された。「交渉できる案にしてくれよ。」と部長は職員達に苦笑いして言った。

シ団の見直しは、①本市の意向に沿った形で資金調達を図れるか ②市債の引受け・販売能力 ③販売実績 ④市場に対する情報提供力・アドバイザーなどを概ね5段階で総合評価し、現行シェアを増減させる形で行なった。

横浜銀行とも、主幹事の役割と責務について何度も入念な話し合いを重ね、シェアが減ることについて納得してもらった。東京都民銀行はシ団から離脱した。

5月17日にシェアを変更した「新生シ団」を組成し、改めてブレイマーケティング※⑦を実施し

た。その結果、5月23日、都債と3銭差の発行条件で折り合った。4月に都債とその他団体債についていた15銭差を3銭差に縮めることができた。奇しくも課の歓迎会だったその晩、新旧課長は職員達に囲まれながら握手を交わした。

### ⑤ 0(ゼロ)銭差

「15銭差でも250億円発行すると3,000万円を超えるコスト差になる。3銭差は都債並と言える。シ団の入れ替えは非常にシヨッキングだったはず。担当者がギリギリの駆け引きで頑張ってくれた。」市長の市政記者クラブでの発言を受け、翌日の新聞には「横浜市都債並の条件確保」の文字が並んだ。

市場では、6月発行が横浜市と東京都だけであったことなどから、幸運な結果と受け止める向きもあった。課長は民間企業に向いて社債発行のノウハウに触れる必要性を感じた。担当者を率いて2社を訪問し、様々な疑問をぶつけてみた。特に購入リピーター重視のスタンズや、引受け会社のグループ化による競争原理の導入、毎回の起債に対して事後評価を着実に実行し、次回以降の起債につなげている地道な努力などが職員に興味をひいた。

9月債は、こうした経験を生かし、さらにシェアの見直しを行なうなどして交渉を行なった結果、

※④4億8,000万円の削減効果…平成14年度の10年満期市場公募債(※④参照)、5年満期市場公募債発行額400億円(400億円×(43-34)銭/100円=3,600万円)、10年満期銀行等引受け債発行額約700億円(700億円×(70-43)銭/100円=1億8,900万円)に対する削減効果。

※⑥流通実勢価格…既発行の市債の売買が行われている市場において、ついている価格。

※⑦ブレイマーケティング…投資家の購入意欲や既発債の債券相場の把握など

※⑧1億3,500万円の削減効果…6月債の発行条件を東京都債マイナス15銭からマイナス3銭へ引き上げたこと(250億円×差額12銭/100円=3,000万円)、9月債以降発行条件を東京都債と±0銭へ引き上げたこと(700億円×差額15銭/100円=1億500万円)による削減効果。

※⑨共同発行債…平成15年4月より、27の地方公共団体により、地方財政法第5条の7(「証券を発行する方法によって地方債を起す場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び支払の責めに任ずるものとする」)に基づいて発行される10年満期市場公募債。平成15年度の発行予定額は8,470億円。(うち横浜市分200億円)

債券市場が堅調であったことも幸いして「都債と同一発行条件」で発行することができた。高いハードルを設定し、歯を食いしばってきた労が報われた。その後、2月債、2月債と年間を通じて「0銭差」を確保できたことから、1億3、500万円の発行コスト削減効果※⑧があつたものと担当課では考えている。

### ⑥シ団にグループ制を導入

15年度には「共同発行※⑨債」がスタートした。手数料が48↓38銭/100円となつたことから、横浜市も5月債に向けて交渉を開始した。4月には東京都が引き下げに成功していたが、同月発行の札幌市と兵庫県は48銭のままであった。担当者を交えた検討会議が続いた。市は横浜市債のブランドイメージを損なうことなく販売し、着実にリピーターを確保するとともに、より幅広い投資家層を開拓できるシ団(表1)を編成する目的で、①「毎回引き受けができるレギュラーグループ」と②「一回に一回引受けできるグループ」の選別をこれまでの販売実績・販売姿勢等をもとに客観指標を加えて実施した。シ団への「グループ制」の導入である。また、②新規参入業者を含めたメンバーの入れ替え(5社が新規に参入し、3社が離脱)を行なうとともに、③これまで固定的だった銀行団と

証券団の垣根を取り払った。より競争原理の働いた新生シ団との交渉により、手数料の引き下げ(48↓38銭/100円)を引出した。今後とも財政情報や財政運営方

## 2 個人消化の拡充を目指して

### 5年満期市場公募債の取組

#### ①発想の転換

市債の個人向け販売は、①最後まで保有する安定的な投資家層の

針を開示し、わかりやすいIR※⑩(インベスターリレーションズ)に努めながら、より良い発行条件を目指して様々な取組を継続して行く所存だ。

拡大や、②市政への参加意識の高揚などを目的として、平成12年の7月の5年債発行という形で始め

られた。表1は横浜市債5年債の個人販売率の高さを示したものである。平成14年度の5年債の個人販売率は約7割にもなり、全国のトップを占めたが、その裏には、財政局長の「ペイオフ解禁に合わせ、金融情報に詳しくない市民に対して、比較的高利回りの商品として市債を提供・販売していくことも、我々の市民サービスにならないか?」という一言が職員を支え

になった。「市債=借金」から

※⑩IR(インベスター・リレーションズ)：投資家向け広報活動。財政状況や経営戦略などを投資家等に情報提供することにより、投資家に自団体のことを正しく認識してもらい発行条件の向上につなげる。

※⑪ミニ公募債…地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図る目的で、主に地域住民を購入対象者とした市場公募債。年限・発行条件等は、発行団体と引受機関の交渉の上、任意に設定。

表一 横浜市債シンジケート団シェア一覧

金融機関	公募10年 (単位:%)		公募5年 (単位:%)	銀行等引受債 (単位:%)
	(5月債)	(8月債)	(9月債)	
横浜銀行	11.0	11.0	32.6	30.0
東京三菱銀行	8.0	8.0	6.7	18.0
三菱信託銀行				1.0
UFJ銀行	8.0	8.0	6.2	18.0
UFJ信託銀行				1.0
みずほ銀行	4.0	3.0	3.0	8.0
みずほコーポレート銀行	4.0	4.0	0.6	6.0
三井住友銀行	3.0	3.0	1.7	7.0
りそな銀行	1.0	1.0	1.9	4.0
静岡銀行	1.0			
北陸銀行		1.0		
群馬銀行	1.0			
新生銀行		1.0	0.2	1.0
あおぞら銀行	1.0		0.2	1.0
住友信託銀行		1.0	0.2	1.0
みずほ信託銀行	1.0		0.2	1.0
中央三井信託銀行		1.0	0.2	1.0
横浜信用金庫	1.0	1.0	0.9	1.0
神奈川県信連	1.0	1.0	0.2	1.0
銀行 公募17行				
銀行 16行				
総数 19行	45.0%(13社)	44.0%(13社)	54.8%(14社)	100.0%(16社)
野村証券	8.0	8.0	8.5	
大和証券SMBC	7.0	7.0	8.3	
みずほインベスターズ証券	7.0	7.0	4.2	
新光証券	7.0	7.0	4.7	
日興シティグループ証券	7.0	7.0	7.4	
三菱証券	4.0	4.0	3.3	
UFJつばさ証券	4.0	4.0	2.4	
岡三証券	2.0	1.0	1.1	
コスモ証券		1.0	0.9	
東海東京証券	1.0	2.0	1.1	
SMBCフレンド証券		1.0	0.9	
BNPパリバ証券	1.0	1.0		
東洋証券		1.0	0.6	
丸三証券	1.0		0.4	
メリルリンチ証券	1.0			
ゴールドマン・サックス証券		1.0		
モルガン・スタンレー証券	1.0			
パークレイズ・キャピタル証券	1.0			
みずほ証券	1.0			
JPモルガン証券		1.0		
HSBC証券		1.0		
調整分	2.0	2.0	1.4	
証券 21社 計	55.0%(15社)	56.0%(16社)	45.2%(13社)	
合 計	100.0%(28社)	100.0%(29社)	100.0%(27社)	

「市債」お徳な金融商品」という発想の大きな転換である。

平成14年9月の5年債の発行に向け、市は個人販売に強いシ団の再編成を行った。市内店舗数や個人販売実績を総合評価してシ団のシェアを大きく見直した。このシ団編成は機関投資家向けに特化した10年債とは明確にコンセプトを分けていることに特色がある。

さらに発行枠の拡大（100億→150億）と市内販売目標（2/3）を明確にして市長記者発表を行なうとともに、愛称を庁内公募で「ハマ債5（ファイブ）」とし、広報・宣伝活動を展開した。愛称名は区の職員が提案したものが選定された。

## ② 職員のアイデア

職員からは様々なアイデアが追加された。15年3月にライバル商

# 3 市債の償還年限の多様化を目指して

## 20年債の取組

### ① 超長期債発行の必要性

地方分権の流れの中で、地方自治体は自らの資金は自らの責任と裁量で資金を調達することが求められている。また、財政投融资制度改革など様々な動きがある中で、本市のような市場公募債発行団体や、財政規模が大きく財政力の強い団体は、民間資金の確保能

品として個人向け国債が登場すると、他局の職員からの提案を受け、広報マスコミ「ハマサイ」を登場させ、レトロ調のちらしを印刷した。サイのキャラクターは絵心のある職員がかって出してくれた。ちらしは当初、裏面に銀行や証券会社名が記入できることから、広告宣伝できるスペースの提供という形で、配布枚数に応じた一部負担金を各金融機関に求めているが、15年度からは全額シ団側の負担としたことで印刷経費を削減した。個人販売を推進するためには、当然、購買層の特性も把握する必要がある。年齢層・男女別の構成比や購入額だけでなく、意識調査にいたるアンケートを発行ことに実施し、購入層の把握にも努めている。今後、ミニ公募債※①の発行に向けた検討も重ねていく予定だ。

力が比較的高いとされており、今後、10年超の超長期で借り入れできる政府資金（財政融資資金や公営企業金融公庫資金など）の配分が減少していくことが見込まれる。民間資金の確保が重要な課題となってきたのである。

さらに、従来の5年・10年債に加えて10年超の超長期債を発行す

表-2 5年満期市場公募地方債の個人消化の状況

	13年度						14年度						15年度
	6月債	9月債	12月債	3月債	計	個人消化率	6月債	9月債	12月債	3月債	計	個人消化率	6月債
利率	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	—	—	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	—	—	0.1%
横浜市 (個人消化率)	100 (42.4%)	100 (42.9%)	100 (42.9%)	100 (45.5%)	400	43.4%	100 (43.7%)	150 (84.3%)	150 (73.1%)	100 (66.4%)	500	69.2%	150 (54.3%)
札幌市				200 (26.8%)	200	26.8%		100 (31.0%)	100 (33.8%)		200	32.4%	100 (20.3%)
川崎市		200 (14.9%)			200	14.9%	150 (16.7%)		100 (31.8%)		250	22.7%	150 (26.4%)
名古屋市		200 (15.4%)			200	15.4%		200 (17.8%)			200	17.8%	
京都市				200 (18.9%)	200	18.9%				200 (15.2%)	200	15.2%	
大阪市		200 (14.7%)	200 (15.9%)		400	15.3%	200 (12.8%)	200 (11.7%)	200 (14.4%)		600	12.9%	200 (6.4%)
神戸市		100 (15.8%)	100 (26.7%)		200	21.3%	150 (21.7%)		150 (18.8%)	150 (14.7%)	450	18.4%	200 (4.7%)
福岡市			200 (10.2%)		200	10.2%			200 (9.3%)		200	9.3%	100 (12.3%)
北海道			200 (35.0%)		200	35.0%	200 (30.9%)		200 (28.9%)		400	29.9%	300 (9.0%)
東京都	300 (2.8%)	200 (2.3%)	300 (3.4%)	200 (4.4%)	1,000	3.2%	300 (3.2%)	200 (4.1%)	300 (4.0%)	200 (2.8%)	1,000	3.5%	300 (2.5%)
神奈川県				200 (23.7%)	200	23.7%	100 (41.5%)	100 (36.9%)	200 (26.4%)	150 (27.2%)	550	31.2%	300 (18.2%)
静岡県	200 (20.2%)				200	20.2%	200 (40.5%)				200	40.5%	200 (22.2%)
愛知県									200 (33.8%)		200	33.8%	
京都府	200 (9.4%)				200	9.4%				200 (8.0%)	200	8.0%	
大阪府	200 (9.4%)				200	9.4%	300 (12.3%)		200 (13.4%)		500	12.7%	500 (4.5%)
兵庫県	300 (17.7%)				300	17.7%	300 (17.7%)				300	17.7%	300 (6.7%)
福岡県		200 (20.0%)			200	20.0%		200 (10.7%)			200	10.7%	
合計	1,100	1,200	1,100	900	4,300	17.5%	2,000	1,150	2,000	1,000	6,150	21.8%	2,800

財団法人 地方債協会の発行する「地方債月報」中の「市場公募地方債消化状況」より算出  
5年満期市場公募債は、平成12年7月に初めて発行されました。

ることは、投資家の多様なニーズに応えながら、償還年限の多様化が図れると同時に、金利変動による影響をも軽減するという効果も期待できる。また、デフレの長期化観測などから超長期国債の利回りはじりじりと低下しており、発行の環境は徐々に整いつつあった。

### ② 20年銀行等引受債の発行

本市が発行の意を強くした昨年末時点では、「市場公募債」については5年・10年債だけが発行を認められていた。そこで、3月に100億円、5月に50億円、20年満期の市債を発行するにあたっては、「銀行等引受債」として発行せざるを得なかった。いずれにしても本市では初めての試みである。

シ団編成にあたっては職員たちが知恵を絞った。議論の末、発行条件については、基準となる20年国債とのスプレッド（国債の金利にどのくらいの金利を上乗せするか）と引受希望額を解答してもらい、引受希望額の総額が発行目標額に達するまで、金利の低い順に金融機関を選定し、当該選定シ団と交渉を行って条件決定する方法をとった。シ団編成に入札的要素を導入したことにより、条件決定過程の透明性確保とコスト削減を図ることができたと考えている。（表―3）

### ③ 個別交渉方式へ

20年銀行等引受債の発行実績は総務省を動かした。6月、自治体独自で発行条件を決定できる「個別交渉方式※⑫」での20年市場公募債の発行が了承された。すかさず本市は16年度の国家予算要望・提案書に「地方債制度の自由度の

向上」として「5年・10年債でも個別交渉方式への選択が可能になるようにすること」という提案を行なった。6月11日、この「自治体初の20年満期市場公募債の発行」を中田市長が記者発表した。先に述べた

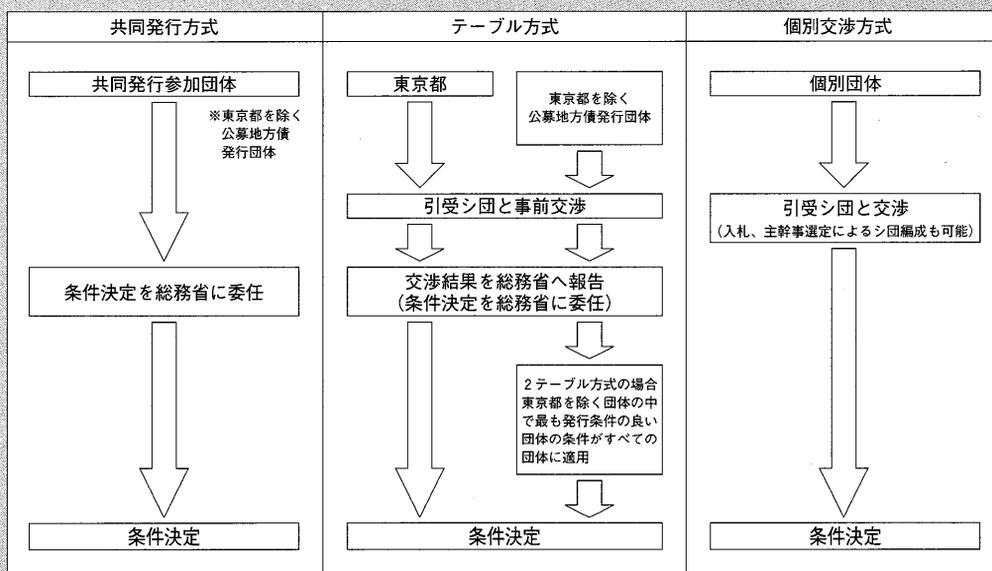
超長期債の発行の背景、効果に加えて、「地方分権の観点から横浜市独自で発行条件を決定する個別交渉方式」が強調された。（図―1参照）条件決定については、課内で議論を重ねた結果、20年債という投

※⑫個別交渉方式…発行条件を総務省に委任するのではなく、発行体が銀行や証券会社と個別に交渉して決める方法。

表―3 20年満期銀行等引受債・市場公募債発行条件等比較表

	3月銀行等引受債	5月銀行等引受債	7月市場公募債
発行額	100億円	50億円	100億円
表面利率	1.55%	1.13%	1.47%
発行価格	100円	100円	99.84円
応募者利回り	1.55%	1.13%	1.48%
対国債スプレッド	12bp (0.12%)	12bp (0.12%)	11bp (0.11%)
引受手数料	100円発行につき45銭	100円発行につき45銭	100円発行につき45銭
受託銀行	みずほコーポレート銀行	みずほコーポレート銀行	東京三菱銀行
シ団（○は主幹事）	みずほコーポレート銀行（70%） デプファ銀行（25%） 神奈川県信用農業協同組合連合会（5%）	みずほコーポレート銀行（90%） デプファ銀行（10%）	○みずほ証券（44%） ○野村証券（44%） ゴールドマンサックス証券（3%） 大和証券SMBC（3%） 日興シテイグループ証券（3%） モルガンスタンレー証券（3%）

図―1 市場公募債発行条件決定について



資家層の限られた特殊な市場であること等を考慮し、民間企業が発行する社債などで一般的な「主幹事制※⑬」で行なうこととした。入札方式により市場実勢とかけ離れた条件になると、場合によっては、値引き販売が行われ、次回発行時には、その評価の下がった状態での条件を求められることにつながる可能性もある。今回は初回債であることも考慮し、今後の20年債の継続的な発行に向けて、投資家重視のスタンスに立ち、「提案による主幹事選定方式」による発行条件決定方式を採用することとしたのである。主幹事会社はプロポーザル方式で「提案書」を一定の評価軸で審査した上で、「横浜市債に関する業者選定委員会」で選定するという手続きをとった。

記者発表後、債券市場全般が非常にボラティル（不安定）な動きとなった中、主幹事会社と充分調整しながら発行のタイミングをとらえ、7月17日（木）に条件決定し発売した。

これによりスタッフは「提案による主幹事制」「個別条件交渉方式」という新しいノウハウを蓄積した。まさに新しいステージへの進出である。

## まとめ

変革の波の中で、自治体担当者には、より多くのノウハウ蓄積と、市場との交渉能力の向上が求めら

れている。いずれ変革することが避けられない事実なら、自らが変わる責務を自覚し、変革の荒波の

中で沈むことのない船と乗組員をいち早く準備し、内海での訓練を積みながら、自由だがリスクのある大海原に乗り出す必要がある。横浜はその先駆者でありたい。

※⑬主幹事制…債券発行にあたって、事務全般のとりまとめを行う主幹事を発行体が選定する方式。主幹事選定に関しては、入札や提案の審査を行うことにより一定の競争性を確保することが可能。

## 図-2 地方債とは？

### (1) 地方債の意義とは

地方債とは、地方自治法第230条に「普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」と定められた、一会計年度を超える借入金（借金）です。

地方債は、①住民負担の世代間の公平のための調整 ②財政支出と財政収入の年度間調整 ③一般財源の補完 ④国の経済政策との調整という機能があります。

### (2) 地方債はどのように発行するか

予算に起債の目的、限度額などを定め、「許可」を受けることが必要です。ただし、平成18年度から許可制から協議制へと移行します。

\*起債できる経費（地方財政法第5条 いわゆる「建設地方債」）

- ①水道・交通事業のような公営企業に要する経費
  - ②出資金及び貸付金
  - ③地方債の借換に要する経費…財政負担の軽減や年度間調整の必要性
  - ④災害応急・復旧・救助事業費…応急的な財源保管措置をする必要性
  - ⑤公共施設または公用施設の建設事業費…受益に対応した世代間の負担の公平
- …将来の元利金の返済のため  
特定財源措置が期待できる

### (3) 地方債の発行形式とは

#### ①証書借入によるもの

地方公共団体が貸付者に借用証書を提出して資金貸付を受ける方法であり、現在、政府資金及び公営企業金融公庫資金の借入は、すべてこの証書借入となっています。また、銀行等引受資金についても、特に政令指定都市を除く市町村においてはこの形式のものが多数あります。

#### ②証券発行によるもの

地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関その他が引き受けることによって資金を調達する方法であり、代表的には、市場公募債がこの形式です。

### (4) 地方債の資金

